



コンテスト概要

缶の「アフターユース」とは、使い終わった空き缶を捨てずに、別の使い道を見つけて後利用(二次利用)することです。

スチール缶は資源ゴミとして捨てても、9割を超える高リサイクル率を誇りますが、消費者の手元に残ることで、別の用途に利用されています。

本コンテストでは、皆さまが日頃ご家庭や職場で活用している、缶のアフターユース・アイデアを募るものです。

募集要項

一般の方はもちろん、缶メーカー、菓子メーカー、金方堂関係者問わず、どなたでも参加可能です。一人何点でも応募可。

裏面の申込書(またはPDF)に入力いただき、実際に使用している缶のアフターユース方法の写真(JPEG 2MB以内)とともに、メール添付してcontest14@kinpodo.co.jpまで送信ください。缶を切ったり、塗ったりする改造を施してもかまいません。

締め切り:2014年2月末日到着分まで

審査期間:2014年3月1日から3月末まで

結果発表:2014年4月7日(月)金方堂ホームページ上にて予定

最優秀賞	1点	缶入りお菓子の詰め合わせ(1万円相当)
優秀賞	1点	缶入りお菓子の詰め合わせ(5千円相当)
営業部賞	1点	缶入りお菓子(3千円相当)
入選	数点	記念品

※記念品は弊社オリジナルマスコットのグッズを予定しています。

！注意！飲料缶以外の募集です

本コンテストで募集しているアイデアは飲料缶のものではありません。「一般缶」または「化粧缶」と呼ばれるスチール製容器を使ったアイデアです。

例えばクッキーやチョコレート、キャンディー、煎餅などが入っていた缶、お茶缶、紅茶缶、珈琲粉が入っていた缶、海苔缶などです。

またテーマパーク、水族館、動物園、観光地などでお土産として購入された缶でもかまいません。



飲料缶



菓子缶・海苔缶・お茶缶など

審査方法と発表

日頃、缶入り商品を販売している得意先の皆さまと、金方堂社員による投票で最優秀賞を決定。

「小物入れ」や「鉛筆立て」のように、誰もが思いつく使い方よりも、オリジナリティあふれる面白いアイデア、突拍子もないアイデアのほうが、選ばれる可能性が高くなります。

また、その缶への思い出などもコメントしていただけると、審査員の目に留まりやすいかもしれません。

すべての集計が終わり次第、金方堂ホームページ(ブログ)上にて結果を発表いたします。さらに優秀なアイデアは、金方堂ショールームでお名前とともに展示させていただく予定です。

第1回 缶のアフターユース・アイデア・コンテスト 2014 応募用紙

タイトル			
用途説明(缶を使おうと思った理由も含めて)			
ふりがな	性 別	年 齢	職 業
お 名 前	男 ・ 女	歳	・会社員 ・学生 ・主婦 ・その他()
住 所 〒 -		電話番号	
		メ ー ル	
この缶の思い出などがあれば記入ください			

上記を記入後 PDF で金方堂コンテスト系のメール宛に送信してください。

contest14@kinpodo.co.jp

写真データを忘れずに、一緒にメールで送ってください

メール送信できない方は、応募用紙と写真を郵送することも可能です。

送り先：〒110-8630 東京都台東区東上野 1 丁目 28 番 12 号 1 階 金方堂企画課宛

※同じアイデアが複数あった場合、受賞の際は先着順(弊社に届いた順番が一番早かった方1名)になります。

※個人情報の取り扱いについて

金方堂松本工業株式会社(以下「金方堂」)は、「缶のアフターユース・アイデア・コンテスト」(以下「当コンテスト」といいます)にご応募いただいた皆様(以下「応募者」といいます)の個人情報を、法令に従って安全かつ適切に取扱います。応募者の個人情報の利用目的等について、下記の通りご通知申し上げます。ご同意のうえ、ご応募くださいますようお願い申し上げます。

●応募者の個人情報

当コンテストで応募者から取得した個人情報は、以下の目的のみで利用いたします。

a) 当コンテストの応募管理

b) 当コンテスト事務局へのお問合せ対応、応募確認のご連絡、受賞された方へのご案内

c) 最終審査に残った応募者のお名前等とご応募いただいた画像を金方堂ホームページ(ブログ)上ならびに社内報にて掲載

●受賞者の個人情報

当コンテストの受賞者の個人情報の取扱いは、上記「応募者の個人情報」に記載されたところに準じるほか、以下のとおりとします。

受賞者の個人情報は、以下の目的のみで利用いたします。

a) 受賞者のお名前等とご応募いただいた画像を金方堂ホームページ(ブログ)上ならびに各雑誌の誌面上にて掲出

当コンテストで応募者から取得した個人情報は、以下のいずれかに該当する場合を除き、第三者に提供することはありません。

b) 応募者個人を特定できない形でのマーケティングデータの分析

c) 法令に基づく適正な個人情報提供の要求があった場合

